

山陰海岸国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリックコメントの実施結果について

1. 概要

平成25年9月10日（火）から10月10日（木）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会においても、これらの結果を報告します。

2. 変更に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

- ・電子メールによるもの 2通

【整理した意見総数】

- ・今回の変更案に係るもの 2件

3. 今後の予定

- | | |
|---------|--------------------------|
| 平成26年1月 | 中央環境審議会に変更案を諮問 |
| 平成26年1月 | 中央環境審議会より答申 |
| 平成26年3月 | 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示 |

**山陰海岸国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関する
パブリックコメントの実施結果**

	ご意見の概要	対応方針
1	<p>変更書 p. 15 の 7 及び p. 16 の 9 の「海食」という文言は、p. 16 の 8 に合わせて「海蝕」に修正すべき。</p>	<p>ご指摘いただいた点については、国土地理院が公表している「日本の典型地形」（「日本の典型地形」>「地形項目」>「海的作用による地形」）（http://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei.html）の表記に合わせ、「海食」に統一いたします。</p>
2	<p>今回の国立公園計画見直しに際し、海域公園地区を大幅に増やしたことは、海域と陸域を一体とした保全を効果的に実施できると思われるが、港湾区域に設定されている海域は普通地域等にとどまっている。</p> <p>保護区設定については、科学的データに基づいた生態学的に意味のある境界線設定が必要であることから、海洋の生態系の一体性を鑑み、港湾も含めたなかで、生態学的に意味のある海域公園地区として指定すべき。</p>	<p>今回の海域公園地区の新規指定区域のうち、五色浜海域公園地区、豊岡海域公園地区、竹野海域公園地区、浜坂海域公園地区第1号、浜坂海域公園地区第2号、浦富海岸海域公園地区については、海域公園地区の既存6区域の拡張であり、平成21～23年度に実施した藻場調査の結果により、既存区域と一体的な優れた藻場景観及び良好な藻場生態系の形成が確認されていることから、それらを保全することを目的として新規指定を予定しています。</p> <p>その他の山陰海岸東部海域公園地区、山陰海岸中部海域公園地区、山陰海岸西部海域公園地区の指定については、海食海岸、砂丘、岩礁等陸域の優れた景観と一体となり傑出した景観を形成している海域について、陸と海の一体的な景観の保護を図ることを目的として、陸域の地種区分を踏まえ、新規指定を予定しています。また、海域公園地区の指定によって地域住民の生業や生活に影響が生じる可能性も踏まえ、地域関係者の意見を十分聴き、普通地域としている区域もあります。</p>